

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年4月9日変更）について

重点措置区域の変更	東京都、京都府及び沖縄県を追加	
重点措置を実施すべき期間	東京都	令和3年4月12日から5月11日まで (30日間)
	京都府 及び沖縄県	令和3年4月12日から5月5日まで (24日間)
その他	○重点措置区域である都道府県における取組の追加 他の地域への感染拡大を防止する観点から、 <u>不要不急の都道府県間の移動は極力控えるように促すこと</u>	